

## 第1条（目的）

この規約は、明治安田生命保険相互会社（以下「当会社」といいます）が運営・提供するMYほけんページを利用する場合によるサービスの取扱いを定めるものです。

## 第2条（定義）

この規約において、サービス利用者等とは、次のいずれかを満たす人のことです。

- （1）当会社の生命保険契約における保険契約者
- （2）当会社の生命保険契約の保険金、給付金、年金の支払いにおいて、すえ置支払いを選択した保険金等の受取人
- （3）MYほけんページから当会社の生命保険契約に加入しようとする者
- （4）MYほけんページから当会社が実施するキャンペーンに応募しようとする者
- （5）前各号に定めるほか、当会社の定める者

## 第3条（利用できるサービス）

1. サービス利用者等は、当会社の定めるところにより、加入契約の内容照会および次の諸手続きを行なうことができます。ただし、契約状態等によってサービスを利用できない場合があります。

- （1）普通保険約款（付加されている特約条項等を含みます。以下同じ）の規定による以下の手続き

ア. 契約者貸付の請求

イ. 積み立てられている社員配当金の請求

ウ. 積み立てられている当会社の定める祝金等の請求

エ. すえ置保険金の請求

オ. 給付金の請求

カ. 解約および解約返戻金の請求（ただし、全額引き出しのみ可能で、金額指定による部分引き出しはできません。第9条も同じ）

キ. 外貨建保険における解除返戻金の請求（ただし、全額引き出しのみ可能で、金額指定による部分引き出しはできません。第9条も同じ）

ク. ecoシリーズ商品における保険金額の減額および解約返戻金の請求

ケ. ecoシリーズ商品における受取人の変更の請求

コ. アからケに定めるほか、当会社の定める手続き

- （2）契約者貸付・保険料振替貸付の返済

- （3）住所等の変更

- （4）生命保険料振替口座の変更

- （5）生命保険料控除証明書の再発行

- （6）保険料振替口座変更書類の請求

- （7）保険契約者代理特約の中途付加・解約

- （8）MY安心ファミリー登録制度における「第二連絡先」の登録・変更

- （9）わたしの健康の閲覧

- （10）健康診断結果等の提出

- （11）エピローグ・レターサービスの申込・変更

- (12) 保険契約の申込み・契約時申込書類の確認
  - (13) キャンペーン等の申込み
  - (14) マイナンバーカードのお手続き
  - (15) 第20条第1項に規定する通知物の郵送停止、および第20条第2項(2)に規定する通知物の郵送停止の中止
  - (16) ecoシリーズ商品における性別・生年月日の訂正
  - (17) 受取人等の変更
  - (18) 生命保険料クレジットカード払いの登録・変更
  - (19) 前各号に定めるほか、当会社の定める手続き
2. 前項(1)および(2)の資金の移動を伴う手続き(以下「資金移動手続き」といいます)を行なうにあたり、サービス利用者等は、手続きによって送金を受ける送金先として当会社指定の金融機関等の自己の名義の口座を登録する必要があります(登録された口座を「受取口座」といいます)。なお、サービス利用者等が資金移動手続きを行なった際、口座情報相違等により当会社からの受取口座への送金ができなかった場合、当該受取口座を削除することがあります。削除した場合、サービス利用者等は、MYほけんページ利用の際にあらためて受取口座を登録する必要があります。
3. なお、第1項(12)保険契約の申込み・契約時申込書類の確認については、当会社所定の条件があります。
4. サービス利用者等は、当会社の定めるところにより、当会社および当会社の提携先が提供する所定のサービスを受けることができます。

#### 第4条 (MYほけんページID発行)

1. 当会社は、次の各号の個人が有効なMYほけんページID(以下「ID」といいます)を保有していなかった場合、その個人に対してIDを発行します。
- (1) 新たに当会社の生命保険契約(保障見直し等の当会社の指定する手続きを含みます)を申し込んだ成人
  - (2) 当会社の生命保険契約に加入しようとする成人
  - (3) 当会社の生命保険契約に被保険者として加入しようとする未成年者
  - (4) キャンペーンに応募しようとする成人
2. IDの発行を受けていないサービス利用者等は、IDの発行を申し込むことができます。この申し込みに対し、当会社は、当会社の定める承諾非対象に該当する場合(サービス利用者等が法人あるいは未成年者である場合など)、申し込みを承諾しないことがあります。当会社は、この申し込みを承諾した場合、IDを発行します。
3. サービス利用者等は、第3条第1項の諸手続き(同(11)・(12)を除く)の際は、当会社の定める方法により登録された暗証番号の入力が必要となります。また、一部の手続きでは暗証番号に代えてワンタイムパスワードの入力が必要となります。なお、暗証番号は、生年月日・電話番号・住所等の他人に推測されやすい番号以外を登録し、他人に知られないように管理してください。
4. 当会社は、サービス利用者等1人につき2つ以上のIDを発行しません。
5. サービス利用者等は、MYほけんページを利用するに先立って、当会社が定める方法により、ID発行後、速やかにログインパスワード(以下「パスワード」といいます)を登録する必要があります。パスワードは、生年月日・電話番号・住所等の他人に推測されやすいもの以外を登録し、他人に知られないよう管理してください。なお、ID発行後、パスワードの登録が行なわれずにID発行時に示した登録期限が経過した場合は、パスワードの登録ができなくなります。

#### 第5条 (MYほけんページの利用)

1. サービス利用者等は、MYほけんページの利用にあたっては、当会社の定める方法により、サービス利用者等

本人がインターネットに接続された端末（以下「通信・ネットワーク機器」といいます）から所定の内容を送信することが必要です。

2. 当社は、MYほけんページの利用にあたっては、次の各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、当社は、普通保険約款に規定されている必要書類（以下「必要書類」といいます）の提出および手続きの全部または一部を省略することがあります。

（1）サービス利用者等から通信・ネットワーク機器により送信されたID（当社所定の要件を満たす場合は、IDに代えて保険証券番号を使用することができます）ならびにパスワードおよび暗証番号、ワンタイムパスワード（以上5つを総称して「ID等」といいます）と、当社に登録されているID等との一致や、ワンタイムパスワードの整合を確認した場合、当社は、当該送信を行なった者（以下「送信者」といいます）をサービス利用者等本人と取り扱い、受信内容をサービス利用者等の請求内容とします。なお、第3条第1項（11）・（12）のお手続きの際は、ID・パスワードの一致により、サービス利用者等の請求内容とします。

（2）通信・ネットワーク機器を通じて当社が手続き内容受信終了の合図として手続き内容を通知し、これを送信者が所定の方法で確認したとき、手続き内容が確定し、かつ手続きが開始されたものとします。また、当社が手続き内容を通知しないとき、または送信者が通知された手続き内容を確認しないとき、当社は、当該手続きはなかったものとします。手続き内容については、画面等により確認できます。

（3）MYほけんページの利用による当社からの支払いは、第3条第2項に定める受取口座に当社の定める方法によって振込みます。この場合、振込みが不能なときは、当社の定めるところにより取り扱います。

3. 手続き内容については、利用後に当社から送付する明細書、手続き完了の通知またはMYほけんページにより確認できます。

#### 第6条（LINEを介したログイン）

1. 第4条の定めに従ってパスワードの登録を終えたサービス利用者等は、LINEヤフー株式会社の提供するコミュニケーションアプリである「LINE」を利用して、MYほけんページにログインすることができます。この場合、IDとLINEユーザーIDを連動させる所定の動作を行なった後は、前条の規定にかかわらず、IDとパスワードを入力せずにログインすることができます。

2. LINEを利用してログインする場合、本規約だけでなく、LINEヤフー株式会社のLINE利用規約等にも従う必要があります。

#### 第7条（MYほけんアプリを介したログイン）

1. 第4条の定めに従ってパスワードの登録を終えたサービス利用者等は、別途当社が提供する「MYほけんアプリ」の生体認証ログイン機能を利用して、MYほけんページにログインすることができます。この場合、アプリ内でIDと生体認証情報を連動させる所定の動作を行なった後は、第5条の規定にかかわらず、IDとパスワードを入力せずにログインすることができます。

2. 「MYほけんアプリ」を利用してログインする場合、本規約だけでなく、MYほけんアプリ利用規約にも従う必要があります。

#### 第8条（電子メールの取扱い）

1. サービス利用者等は、当社が定める方法により、電子メールアドレスを登録する必要があります。

2. 当社は前項に基づき登録された電子メールアドレス（以下「登録メールアドレス」といいます）を、以下の場面で使用します。

（1）MYほけんページでお手続き等を受付けた場合のご連絡

（2）新たな保険契約にご加入、もしくは保障見直し等のお手続きをいただいた場合のご連絡

(3) 第20条第1項の取扱いを行なう場合における、当社が通知物をMYほけんページ上に投稿した際のご連絡

(4) MYほけんページに関するサービスのご案内

(5) 子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスについてのご案内

(6) その他保険に関連・付随する業務

3. サービス利用者等は、登録メールアドレスに変更が生じたときはただちに当社に通知してください。

4. 当社が登録メールアドレス宛てに電子メールを発信した場合、次の各号のいずれかの事由が一つでも生じたときは、当該電子メールが延着、また到着しなかったときでも通常到着すべき時に到達したものとみなします。

(1) 登録メールアドレスが誤っていたとき

(2) 前項の通知を怠ったとき

(3) 当社のシステムまたは当社が指定する他社のシステムについて相当の安全対策を講じたにもかかわらず通信機器、回線もしくはコンピュータ等の障害または通信手段の障害があったとき

5. 当社が登録メールアドレス宛てに送信した電子メールが到着しなかった場合、当社はサービス利用者等に、次の各号のいずれかの方法で通知することがあります。

(1) 当社に複数の電子メールアドレスを登録している場合、指定した電子メールアドレス以外の電子メールアドレスへの通知

(2) 当社に携帯電話番号を登録している場合、SMS（ショートメッセージ等）での通知

(3) 当社に登録されている住所への郵送による通知

(4) 当社のコミュニケーションセンター、職員等からの電話等での通知

6. 当社が登録メールアドレス宛てに送信した電子メールが到着しなかった場合、当社所定の期間の経過をもって、当該登録メールアドレスを削除する場合があります。削除した場合、サービス利用者等は、MYほけんページ利用の際に改めて電子メールアドレスを登録する必要があります。

第9条（コミュニケーションセンターでの外貨建保険および金融機関窓口販売商品（当社所定の一部商品）の諸手続き）

サービス利用者等は、有効なIDを保有し、受取口座を登録している場合に限り、当社のコミュニケーションセンターに電話し、当社のコミュニケーターまたは音声案内に従って暗証番号を入力することにより、外貨建保険および金融機関窓口販売商品（当社所定の一部商品）の以下の手続きを行なうことができます。この場合、当社は、請求書の提出を省略することがあります。

(1) 解約および解約返戻金の請求

(2) 解除返戻金の請求（ただし、当社所定の条件を満たした場合に限りです）

第10条（届出事項の変更等）

1. サービス利用者等は、暗証番号、パスワード、受取口座を当社の定める手続きにより変更することができます。

2. サービス利用者等は、氏名、住所、電話番号等の届出事項に変更が生じたときはただちに当社に通知してください。通知をしなかった場合、当社の知った最終の住所に発した通知は、サービス利用者等に到達したものとみなします。

第11条（取扱い金額等）

当社は、第3条に定めるサービスの提供にあたって、1回および1日あたりの取扱限度額、金額の単位、利用時間等を定めます。また、第9条に定めるサービスの提供にあたって、1件あたりの支払限度額、利用時間帯等を定

めます。

## 第12条（契約者貸付の取扱い）

保険契約者が、普通保険約款に定める契約者貸付にかかる手続きを行なう場合、以下の各号に定めるところによるものとします。

### （1）貸付金額

ア. 保険契約者は、当会社の定める貸付金額を限度としその範囲内で反復して貸付けを請求することができます。

イ. 追加して貸付けを請求する場合は、追加貸付日現在の既貸付金の元利金と合算した金額を新たな貸付金とします。

### （2）貸付金の利率

ア. 貸付金の利率は当会社所定の利率とします。この利率は、毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行ない、直前の利率変更後の金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には、変更することができます。この場合、1月見直しのときは4月1日から、7月見直しのときは10月1日から変更後の利率を既貸付および新規貸付に適用します。

イ. 前号の貸付利率の変更方式は、変更することがあります。

### （3）貸付金の利息

ア. 貸付金の利息は、毎年の貸付応当日に払い込んでください。

イ. 前号の払い込みがない場合は、貸付応当日に利息を元金に繰り入れて複利計算します。

ウ. 変額保険の場合は、アからイの取扱いは行なわず、利息は毎年の貸付応当日に元金に繰り入れます。

### （4）貸付金の元利金返済

貸付元利金については、保険契約の有効期間中いつでも全部または一部を返済することができます。この場合、1年未満の期間に対する利息は日割計算により、同時に清算します。

### （5）貸付金の充当

ア. 保険契約の内容が変更されるときには、返戻金または転換価格から、貸付元利金を差し引きます。

イ. 保険金、生存給付金、その他保険契約に定める中途支払金等の支払事由が発生したとき、年金開始日が到来したとき、または保険契約が消滅したときはその支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引きます。

### （6）その他

当会社は、次の取扱いを行なうことがあります。

ア. 転換価格残額を所定の範囲内で貸付けの対象に加えること

イ. 配当契約の返戻金を所定の範囲内で貸付けの対象に加えること

## 第13条（第三者へのID等の譲渡等の禁止）

ID等は、サービス利用者等本人に限り使用できるものとし、第三者が使用することはできません。また、譲渡、質入または担保提供等することはできません。

## 第14条（免責）

当会社は、次の各号に定める場合により生じた損害について、第16条に該当する場合を除き、責任を負いません。

### （1）第3条または第9条に定めるサービスにおいて、次のいずれかに該当した場合

ア. ID等の不正使用があった場合

イ. 当会社の責によらない端末、通信回線等の障害により通信・ネットワークサービスによる取扱いが遅延

- し、または不能になった場合
- (2) サービス利用者等が前条の規定に反した場合
- (3) サービス利用者等が、第20条第4項に規定する手続きを怠った場合

#### 第15条（ID等の盗用・漏洩等）

ID等の盗用・漏洩等により、他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合、サービス利用者等は、当会社の指定した場所に電話で連絡をすることにより、速やかに当会社に通知してください。当会社は、この通知を受けたときは、ただちにMYほけんページにおける機能および手続きの停止措置を講じます。

#### 第16条（ID等の不正使用で生じた損害に対する補てん）

1. ID等の盗用により、他人にID等を不正使用され行なわれた第3条および第9条に定める手続きについては、次の各号のすべてに該当する場合、サービス利用者等は当会社に対して当該手続きにかかる損害（利用手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- (1) 他人による盗難に気づいてから速やかに、当会社への通知が行なわれていること
- (2) 当会社の調査に対し、サービス利用者等より十分な説明が行なわれていること
- (3) 当会社に対し、警察署に被害届を提出していることその他の不正使用があったことが推測される事実を確認できるものを示していること

2. 前項の請求がなされた場合、当該手続きがサービス利用者等の故意による場合を除き、当会社は、当会社へ通知が行なわれた日の30日（ただし、当会社に通知することができないやむを得ない事情があることをサービス利用者等が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします）前の日以降になされた当該手続きにかかる損害（利用手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます）を補てんするものとします。ただし、当該手続きにかかる不正使用について、当会社が善意かつ無過失であり、かつ利用端末の安全対策や番号等の管理が十分に行なわれていない等、サービス利用者等に過失（重大な過失を除きます）があることを当会社が証明した場合には、当会社は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

3. 前2項の規定は、第1項にかかる当会社への通知が、ID等の盗難が行なわれた日（当該ID等の盗難が行なわれた日が明らかでないときは、当該盗難されたID等を用いて行なわれた不正使用が最初に行なわれた日）から、2年を経過する日以後に行なわれた場合には、適用されないものとします。

4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会社が証明した場合には、当会社は補てん責任を負いません。

- (1) 当該手続きにかかる不正使用について当会社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア. サービス利用者等に重大な過失があることを当会社が証明した場合
- イ. サービス利用者等の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行なっている家政婦など）によって当該不正使用が行なわれた場合
- ウ. サービス利用者等が、被害状況についての当会社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行なった場合

- (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してID等が盗難された場合

#### 第17条（MYほけんページの利用停止）

- 1. 次の各号のいずれかに該当した場合、当会社は、MYほけんページの利用を停止します。

(1) サービス利用者等が当会社所定の手続きにより、この規約によるMYほけんページの利用の停止を申し出たとき

(2) 以下、ア～ウの場合を除く保険契約の消滅、すえ置満期日の到来等により、有効な保険契約がすべてなくなったとき

ア. 保険契約の転換制度利用の場合

イ. 外貨建保険において、解除返戻金の支払いが完了していない契約

ウ. 消滅理由が「解約および解約返戻金の請求」の場合（ログイン、お手続き履歴のみ可能）

(3) サービス利用者等の変更等、サービス利用者等の状況の変化により、当会社がMYほけんページの利用停止の必要性を認めたとき

(4) サービス利用者等が死亡したとき

(5) 前条に基づき所定の届け出があったとき

(6) サービス利用者等がこの規約に違反したとき

(7) ID等が不正に使用されるおそれがあると当会社が判断したとき

(8) サービス利用者等が、ID等の不正使用を行なったとき

(9) その他当会社が必要と認めたとき

2. 保険契約がすべて失効した場合、当会社は、当該保険契約が復活するまでの間、サービスの利用の一部または全部を停止します。

3. 差押さえにより当会社の定めるサービス利用者等の請求権が制限された場合等に、当会社は特別の通知をすることなく、MYほけんページ機能の一部または全部を停止することができるものとします。

## 第18条（本規約の変更）

1. 当会社は、法令等の改正、社会経済環境の変化その他の事情の変更があり、本規約を変更する必要があると認めた場合、本規約を変更することがあります。

2. 前項の規定により、本規約を変更するときは、当会社は、その効力発生日を定め、次の事項を効力発生日までにインターネットの利用その他の適切な方法により周知します。

(1) 本規約を変更する旨

(2) 変更後の本規約の内容

(3) 効力発生日

3. 本規約を変更した場合、本サービスの利用条件等は変更後の本規約が適用されるものとします。

## 第19条（情報の利用）

当会社は、サービス利用者等の保険契約等の内容、MYほけんページ利用に係る過程で知りえた情報を、必要に応じ、以下の目的で利用いたします。また必要に応じ、子会社・関連会社・提携会社等に提供し利用させることがあります。

(1) 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い

(2) 子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理

(3) 当会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実

(4) その他保険に関連・付随する業務

なお、上記には、お客さまのウェブサイトの閲覧履歴や、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスのご案内・提供（広告配信等）をすることを含みます。

当会社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご覧ください。

## 第20条（通知物の郵送停止）

1. 当会社は、サービス利用者等に同意いただいた場合、当会社が定める通知物（以下、「対象通知物」といいます。）の郵送をしないものとします。この場合、当会社は対象通知物をMYほけんページ上に投稿することによりサービス利用者等に通知し、サービス利用者等は、MYほけんページにアクセスして、投稿された対象通知物を閲覧するものとします。
2. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、当会社は、対象通知物の郵送を行なうものとします。
  - （1） 法令等により郵送が必要とされる場合
  - （2） サービス利用者等が、前項の取扱いを中止する手続きを当会社が定める方法により行なった場合
  - （3） その他当会社が対象通知物の郵送を必要と判断した場合
3. 第1項に基づき対象通知物の郵送を停止した場合、第17条に基づきMYほけんページの利用が停止された後（第17条第1項（2）に基づき保険契約の消滅等によりMYほけんページの利用が停止され、その後、新たな保険契約にご加入いただいた場合も含みます。）も、前項各号のいずれかに該当しない限り、当会社は、第1項に基づく対象通知物の郵送停止を継続します。
4. 前項に基づき対象通知物の郵送停止が継続される場合、サービス利用者等は、MYほけんページの利用停止後ただちに（第17条第1項（2）に基づき保険契約の消滅等によりMYほけんページの利用が停止され、その後、新たな保険契約にご加入いただいた場合は、新たな保険契約のご加入後ただちに）MYほけんページの利用再開の手続きを行なってください。

## 第21条（その他）

この規約に特段の定めがない事項については、普通保険約款および特約・特則条項の規定を適用します。